規格番号: JIS C 3667: 2021

規格名:定格電圧  $1\,\mathrm{kV}\sim30\,\mathrm{kV}$  の押出絶縁電力ケーブル及びその附属品ー定格電圧  $0.6/1\,\mathrm{kV}$  のケーブル

	技術基準				該当		規格	補足
	条項	ĺ	タイトル	条文	<b>以</b> □	項目番号	規定タイトル・概要	
第	_	条	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体	■該当	箇条4	箇条4 電圧及び材料	
第	1	項		に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与える	□非該当	4.1	4.1 定格電圧	
				おそれがないよう設計されるものとする。			交流システムにおいて、ケーブルの定格電圧は、ケーブル	
							を使用する系統の公称電圧以上でなければならない。	
							直流システムにおいて、その系統の公称電圧は、ケーブル	
							の定格電圧の1.5倍以下とする。	
第	$\stackrel{-}{-}$	条	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保す	■該当	箇条7	箇条7 多心ケーブルのより合わせ、内部カバリング、介在	
第	2	項		るために、形状が正しく設計され、組立てが	□非該当		物及び線心の識別	
				良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。		7.1	7.1 内部カバリング及び介在物	
						7.1.1	7.1.1 構造	
							内部カバリングは、押出し又はテープ巻きとする。	
						7.2	7.2 定格電圧0.6/1 kVケーブル	
						7.2.1	7.2.1 一括金属層をもつケーブル	
							ケーブルは、線心より合わせ上に内部カバリングを施す。	
						7.5	7.5 接地線	
						7.5.1	7.5.1 導体	
							導体は、次による。	
							a) 単線は、断面積が2.5 mm2以上の軟銅線とする。	
							b) 同心より線は、断面積が2.5 mm2以上の軟銅より線、可	
							とうより線は、断面積が0.75 mm2以上の軟銅可とうより	
							線とする。	

規格番号: JIS C 3667: 2021

					箇条13	箇条13 シース	
					13.1	13.1 一般	
						全てのケーブルには、シースを施す。	
					箇条16	箇条16 抜取試験	
					16.9	16.9. エチレンプロピレンゴム(EPR)、硬質エチレンプ	
						ロピレンゴム (HEPR) 及び架橋ポリエチレン (XLPE)	
						の絶縁体並びにエラストマ系シースのホットセット試験	
					16.9.2	16.9.2 要求事項	
						試験結果は、要求事項に適合しなければならない	
					箇条18	箇条18 形式試験	
					18.7	18.7 高温での絶縁体及び非金属シースの加熱変形試験	
					18.7.2	18.7.2 要求事項	
						くぼみの値の中央値は、3個の試料片を採って測定し、試	
						験片の厚さの平均値の50%以下でなければならない	
第三	条	安全機能を有	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状	■該当	箇条7	箇条7 多心ケーブルのより合わせ、内部カバリング、介在	
第 1	項	する設計等	態の発生を防止するとともに、発生時にお	□非該当		物及び線心の識別	
			ける被害を軽減する安全機能を有するよう		7.1	7.1 内部カバリング及び介在物	
			設計されるものとする。		7.1.1	7.1.1 構造	
						内部カバリングは、押出し又はテープ巻きとする。	
					7.2	7.2 定格電圧0.6/1 kVケーブル	
					7.2.1	7.2.1 一括金属層をもつケーブル	
						ケーブルは、線心より合わせ上に内部カバリングを施す。	
					7.5	7.5 接地線	

規格番号: JIS C 3667: 2021

グレイロ	1/11	• ^_		- OO K V マンブル 団 小口 小口 小口 / V / V	<b>~</b> ○ C 。 > Ы1 /1型 I		0.0/1 KV ()/) //
						7.5.1	7.5.1 導体
							導体は、次による。
							a) 単線は、断面積が2.5 mm2以上の軟銅線とする。
							b) 同心より線は、断面積が2.5 mm2以上の軟銅より線、可
							とうより線は、断面積が0.75 mm2以上の軟銅可とうより
							線とする。
						箇条13	箇条13 シース
						13.1	13.1 一般
							全てのケーブルには、シースを施す。
						箇条16	箇条16 抜取試験
						16.9	16.9. エチレンプロピレンゴム (EPR) 、硬質エチレンプ
							ロピレンゴム (HEPR) 及び架橋ポリエチレン (XLPE)
							の絶縁体並びにエラストマ系シースのホットセット試験
						16.9.2	16.9.2 要求事項
							試験結果は、要求事項に適合しなければならない
						箇条18	箇条18 形式試験
						18.7	18.7 高温での絶縁体及び非金属シースの加熱変形試験
						18.7.2	18.7.2 要求事項
							くぼみの値の中央値は、3個の試料片を採って測定し、試
							験片の厚さの平均値の50%以下でなければならない
第	Ξ	条	安全機能を有	電気用品は、前項の規定による措置のみに	■該当	箇条7	箇条7 多心ケーブルのより合わせ、内部カバリング、介在
第	2	項	する設計等	よってはその安全性の確保が困難であると	□非該当		物及び線心の識別
				認められるときは、当該電気用品の安全性		7.5	7.5 接地線

規格番号: JIS C 3667: 2021

况作句,足作电压 I K		<b>C</b> C 42 M1 /两 L		0.0/1 KV \(\sigma\)/V	
	を確保するために必要な情報及び使用上の		7.5.2	7.5.2 接地線である旨の表示	
	注意について、当該電気用品又はこれに付			被覆を施してあるものは、被覆の厚さが接地線の線心以	
	属する取扱説明書等への表示又は記載がさ			外の線心の絶縁体の厚さの70%を超え、かつ、導体の太	
	れるものとする。			さが接地線の導体以外の導体の太さの80%を超える場合	
				又は接地線の線心が2本以上の場合は、いずれかの方法に	
				よって接地線である旨を表示する。	
			箇条20	箇条20 ケーブル及び包装の表示	
			20.2	20.2 包装の表示	
				包装の表示は、荷札などに次の事項を表示する。	
				a) 種類又は記号	
				b) 製造業者名又はその略号	
第四条 供用期間中間	電気用品は、当該電気用品に通常想定され	■該当	箇条13	箇条13 シース	
おける安全権	る供用期間中、安全機能が維持される構造	□非該当	13.2	13.2 材料	
能の維持	であるものとする。			シースは、熱可塑性コンパウンド(塩化ビニル、ポリエチ	
				レン又はハロゲンフリー)又はエラストマ系コンパウン	
				ド(クロロプレン、クロロスルフォン化ポリエチレン及び	
				類似ポリマー)とする。	
				ハロゲンフリーシース材料は、火災に遭ったときの耐延	
				焼性、低発煙性及びハロゲンフリーの特性をもつケーブ	
				ルに用いる。	
			箇条18	箇条18 形式試験(非電気試験)	
			18.5	18.5 完成品ケーブルの追加老化試験	
			18.5.5	185.5 要求事項	

規格番号: JIS C 3667: 2021

ハンレ		• 1	THELLIN	- 90 K V マノナナ 田 心 水 电フナノ - ファク			0:0/1 KV \(\sigma\)	
							老化前後の引張強さ及び伸びの中央値の変化率、エアオ	
							ーブンによる老化後、絶縁体の場合、非金属シースの場合	
							それぞれ決められた規定値以内でなければならない。 な	
							お、変化率の規定のない材料については、老化後の最小値	
							を満足しなければならない。	
角	3 五.	条	使用者及び使	電気用品は、想定される使用者及び使用さ	■該当	箇条9	箇条9 金属遮蔽	
			用場所を考慮	れる場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又	□非該当	9.1	9.1 構造	
			した安全設計	は物件に損傷を与えるおそれがないように			遮蔽材料を選定する場合は、機械的安全及び電気的安全	
				設計され、及び必要に応じて適切な表示を			の観点から、腐食についても特別な配慮を施す。	
				されているものとする。				
角	5 六	条	耐熱性等を有	電気用品には、当該電気用品に通常想定さ	■該当	箇条6	箇条6 絶縁体	
			する部品及び	れる使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁	□非該当	6.1	6.1 材料	
			材料の使用	性等を有する部品及び材料が使用されるも			絶縁体は、規定する絶縁用コンパウンドの材料の一つで	
				のとする。			押し出した、絶縁体とする。	
						箇条7	箇条7 多心ケーブルのより合わせ、内部カバリング、介在	
							物及び線心の識別	
						7.1	7.1 内部カバリング及び介在物	
						7.1.2	7.1.2 材料	
							内部カバリング及び介在物の材料は、ケーブルの使用温	
							度に耐えるものであり、かつ、絶縁体の材料と互いに悪影	
							響を及ぼさないものとする。	
						箇条16	箇条16 抜取試験	
						16.5	16.5 絶縁体及び非金属シースの厚さの測定(押出セパレ	

規格番号: JIS C 3667: 2021

796	111711	• ~	11 HE) I IX V				0.0/1 K V 02/7 2 /V	
							ーションシースを含み、押出内部カバリングは含まな	
							V <sub>°</sub> )	
						16.5.2	16.5.2 絶縁体への要求事項	
							各線心試料は、測定値の平均が、標準厚さ以上とする。ま	
							た、絶縁体厚さの最小値は、標準厚さの90%から0.1 mm	
							を減じた値以上でなければならない。	
						16.5.3	16.5.3 非金属シースへの要求事項	
							非金属シースの測定最小厚さは、標準厚さの80%から0.2	
							mmを減じた値以上でなければならない。	
复	5 七	条	感電に対する	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に	■該当	箇条16	箇条16 抜取試験	
复	§ 1	号	保護	応じ、感電のおそれがないように、次に掲げ	□非該当	16.5.2	16.5.2 絶縁体への要求事項	
				る措置が講じられるものとする。			各線心試料は、測定値の平均が、標準厚さ以上とする。ま	
				一 危険な充電部への人の接触を防ぐとと			た、絶縁体厚さの最小値は、標準厚さの90 %から0.1 mm	
				もに、必要に応じて、接近に対しても適切に			を減じた値以上でなければならない。	
				保護すること。		16.5.3	16.5.3 非金属シースへの要求事項	
							非金属シースの測定最小厚さは、標準厚さの80%から0.2	
							mmを減じた値以上でなければならない。	
复	5 七	条	感電に対する	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないよ	■該当	箇条16	箇条16 抜取試験	
复	5 2	号	保護	うに抑制されていること。	□非該当	16.5.2	16.5.2 絶縁体への要求事項	
							各線心試料は、測定値の平均が、標準厚さ以上とする。ま	
							た、絶縁体厚さの最小値は、標準厚さの90 %から0.1 mm	
							を減じた値以上でなければならない。	
			_			16.5.3	16.5.3 非金属シースへの要求事項	_

規格番号: JIS C 3667: 2021

/ <u>//                                  </u>	~			CO C *> 111/12/1		0.0/1 KV \(\sigma\)/V
						非金属シースの測定最小厚さは、標準厚さの80%から0.2
						mmを減じた値以上でなければならない
第八	条	絶縁性能の保	電気用品は、通常の使用状態において受け	■該当	箇条15	箇条15 出荷試験
		持	るおそれがある内外からの作用を考慮し、	□非該当	15.3	15.3 耐電圧試験
			かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保		15.3.5	15.3.5 要求事項
			たれるものとする。			試験中に絶縁破壊してはならない。
					17.3	17.3 4 時間耐電圧試験
					17.3.2	17.3.2 要求事項
						絶縁破壊してはならない。
第九	条	火災の危険源	電気用品には、発火によって人体に危害を	■該当	箇条13	箇条13 シース
		からの保護	及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれが	□非該当	13.2	13.2 材料
			ないように、発火する温度に達しない構造			シースは、熱可塑性コンパウンド(塩化ビニル、ポリエチ
			の採用、難燃性の部品及び材料の使用その			レン又はハロゲンフリー)又はエラストマ系コンパウン
			他の措置が講じられるものとする。			ド (クロロプレン、クロロスルフォン化ポリエチレン及び
						類似ポリマー)とする。
						ハロゲンフリーシース材料は、火災に遭ったときの耐延
						焼性、低発煙性及びハロゲンフリーの特性をもつケーブ
						ルに用いる。特殊用途のため、シースに、例えば、防ぎ
						(蟻) 剤のような化学物質を添加してもよい。ただし、人
						及び環境に有害な物質は使用してはならない。
					18.14	18.14 難燃試験
					18.14.1	18.14.1 一条ケーブルの難燃試験
						試験方法及び要求事項は、JIS C 3665-1-1:2007及びJIS C

規格番号: JIS C 3667: 2021

かいて イ	J • 1		- 90 K A 4/11. 田 4/2 4/2 年 / 1. / / / / / /			0.0/1 KV 02/2 2 /V	
						3665-1-2:2007による。	
					18.14.2	18.14.2 多条ケーブルの難燃試験	
						試験方法及び要求事項は、IEC 60332-3-24:2000による。	
					18.14.3	18.14.3 発煙濃度試験	
						試験方法及び要求事項は、IEC 61034-2:1997による。	
第 -	十 条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人	■該当	箇条4	箇条4 電圧及び材料	
			体に危害を及ぼすおそれがある温度となら	□非該当	4.2	4.2 絶縁用コンパウンドの導体最高許容温度は規定の表	
			ないこと、発熱部が容易に露出しないこと			にある値以下でなければならない。	
			等の火傷を防止するための設計その他の措				
			置が講じられるものとする。				
第 -	<b>⊢</b> −	機械的危険源	電気用品には、それ自体が有する不安定性	■該当	箇条13	箇条13 シース	
条第	1項	による危害の	による転倒、可動部又は鋭利な角への接触	□非該当	13.1	13.1 一般	
		防止	等によって人体に危害を及ぼし、又は物件			全てのケーブルには、シースを施す。	
			に損傷を与えるおそれがないように、適切		箇条16	箇条16 抜取試験	
			な設計その他の措置が講じられるものとす		16.5.2	16.5.2 絶縁体への要求事項	
			る。			各線心試料は、測定値の平均が、標準厚さ以上とする。ま	
						た、絶縁体厚さの最小値は、標準厚さの90 %から0.1 mm	
						を減じた値以上でなければならない。	
					16.5.3	16.5.3 非金属シースへの要求事項	
						非金属シースの測定最小厚さは、標準厚さの80%から0.2	
						mmを減じた値以上でなければならない。	
第 -	<b>⊢</b> −	機械的危険源	2 電気用品には、通常起こり得る外部から	■該当	箇条13	箇条13 シース	
第 -	<u> </u>	機械的危険源	2 電気用品には、通常起こり得る外部から	■該当	箇条13	箇条13 シース	

規格番号: JIS C 3667: 2021

条第 2 項	による危害の	の機械的作用によって生じる危険源によっ	□非該当	13.1	13.1 一般	
	防止	て人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を			全てのケーブルには、シースを施す。	
		与えるおそれがないように、必要な強度を		箇条16	箇条16 抜取試験	
		持つ設計その他の措置が講じられるものと		16.5.2	16.5.2 絶縁体への要求事項	
		する。			各線心試料は、測定値の平均が、標準厚さ以上とする。ま	
					た、絶縁体厚さの最小値は、標準厚さの90 %から0.1 mm	
					を減じた値以上でなければならない。	
				16.5.3	16.5.3 非金属シースへの要求事項	
					非金属シースの測定最小厚さは、標準厚さの80%から0.2	
					mmを減じた値以上でなければならない。	
第十二条	化学的危険源	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学	□該当	_	-	一般的に、人体
	による危害又	物質が流出し、又は溶出することにより、人	■非該当			に危害、又は物
	は損傷の防止	体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与え				件に損傷を与え
		るおそれがないものとする。				るおそれのある
						化学物質の流出
						及び溶出がない
						ため、非該当が
						妥当と考える。
第十三条	電気用品から	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれの	□該当	_	_	一般的に、人体
	発せられる電	ある電磁波が、外部に発生しないように措	■非該当			に危害を及ぼす
	磁波による危	置されているものとする。				おそれのある電
	害の防止					磁波が外部に発
						生しないため、

規格番号: JIS C 3667: 2021

規格名:定格電圧  $1\,\mathrm{kV}\sim30\,\mathrm{kV}$  の押出絶縁電力ケーブル及びその附属品 - 定格電圧  $0.6/1\,\mathrm{kV}$  のケーブル

						非該当が妥当と
						考える。
第十四条	使用方法を考	電気用品は、当該電気用品に通常想定され	■該当	箇条4	箇条4電圧及U材料	
	慮した安全設	る無監視状態での運転においても、人体に	□非該当	4.1	4.1 定格電圧	
	計	危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるお			適用するケーブルの定格電圧は、ケーブルが使われてい	
		それがないように設計され、及び必要に応			る系統の使用条件に適合する必要がある	
		じて適切な表示をされているものとする。				
第十五	始動、再始動	電気用品は、不意な始動によって人体に危	□該当	_	_	一般的に、不意
条第 1 項	及び停止によ	害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそ	■非該当			な始動によって
	る危害の防止	れがないものとする。				人体に危害を及
						ぼし又は物件に
						損傷を与えるお
						それがないた
						め、非該当が妥
						当と考える。
第 十 五	始動、再始動	電気用品は、動作が中断し、又は停止したと	□該当	_	_	一般的に、不意
条第 2 項	及び停止によ	きは、再始動によって人体に危害を及ぼし、	■非該当			な再始動によっ
	る危害の防止	又は物件に損傷を与えるおそれがないもの				て人体に危害を
		とする。				及ぼし又は物件
						に損傷を与える
						おそれがないた
						め、非該当が妥
						当と考える。

規格番号: JIS C 3667: 2021

第 十 五	始動、再始動	電気用品は、不意な動作の停止によって人	□該当	_	_	一般的に、不意
条第 3 項	及び停止によ	体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与え	■非該当			な停止によって
	る危害の防止	るおそれがないものとする。				人体に危害を及
						ぼし又は物件に
						損傷を与えるお
						それがないた
						め、非該当が妥
						当と考える。
第十六条	保護協調及び	電気用品は、当該電気用品を接続する配電	□該当	_	_	部品であるた
	組合せ	系統や組み合わせる他の電気用品を考慮	■非該当			め、非該当が妥
		し、異常な電流に対する安全装置が確実に				当と考える。
		作動するよう安全装置の作動特性を設定す				
		るとともに、安全装置が作動するまでの間、				
		回路が異常な電流に耐えることができるも				
		のとする。				
第十七条	電磁的妨害に	電気用品は、電気的、磁気的又は電磁的妨害	□該当	_	_	一般的に、電磁
	対する耐性	により、安全機能に障害が生じることを防	■非該当			的妨害による誤
		止する構造であるものとする。				動作により、安
						全機能に障害が
						生じることはな
						いため、非該当
						が妥当と考え
						る。

規格番号: JIS C 3667: 2021

第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送	□該当	_	_	一般的に、雑音
		受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑	■非該当			を発生する要因
		音を発生するおそれがないものとする。				がないとため、
						非該当が妥当と
						考える。
第十九条	表示等(一般)	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上	■該当	箇条20	箇条20 ケーブル及び包装の表示	
		の注意 (家庭用品品質表示法 (昭和三十七年	□非該当	20.1	20.1 ケーブルの表示	
		法律第百四号) によるものを除く。) を、見			ケーブルの表示は、適切なところに容易に消えない方法	
		やすい箇所に容易に消えない方法で表示さ			で、次の事項を連続して表示する。	
		れるものとする。			a)IEC規格に準拠した仕様の製品である旨 (例えば、IEC)	
					b) 製造業者名又はその略号	
				20.2	20.2 包装の表示	
					包装の表示は、荷札などに次の事項を表示する。	
					a) 種類又は記号	
					b) 製造業者名又はその略号	
第二十	表示等(長期	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規	□該当	_	_	_
条第 1 号	使用製品安全	定によるほか、当該各号に定めるところに	■非該当			
	表示制度によ	よる。				
	る表示)	一 扇風機及び換気扇 (産業用のもの又は電				
		気乾燥機(電熱装置を有する浴室用のもの				
		に限り、毛髪乾燥機を除く。) の機能を兼ね				
		る換気扇を除く。) 機器本体の見やすい箇				
		所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えな				

規格番号: JIS C 3667: 2021

現俗名:足俗电圧 $1 \text{ KV}^{-200 \text{ KV}}$ の計画地核电力ケーノル及いたの削属品一足俗电圧 $0.0/1 \text{ KV}$ のケーノル								
		い方法で、次に掲げる事項を表示すること。						
		(イ) 製造年						
		(ロ) 設計上の標準使用期間(消費生活用製						
		品安全法 (昭和四十八年法律第三十一号) 第						
		三十二条の三第一項第一号に規定する設計						
		標準使用期間をいう。以下同じ。)						
		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用す						
		ると、経年劣化による発火、けが等の事故に						
		至るおそれがある旨。						
第二十	表示等(長期	二 電気冷房機 (産業用のものを除く。) 機	□該当	_	-	_		
条第 2 号	使用製品安全	器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、	■非該当					
	表示制度によ	かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事						
	る表示)	項を表示すること。						
		(イ) 製造年						
		(ロ) 設計上の標準使用期間						
		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用す						
		ると、経年劣化による発火、けが等の事故に						
		至るおそれがある旨。						
第二十	表示等(長期	三 電気洗濯機 (産業用のもの及び乾燥装置	□該当	_	_	_		
条第 3 号	使用製品安全	を有するものを除く。) 及び電気脱水機 (電	■非該当					
	表示制度によ	気洗濯機と一体となっているものに限り、						
	る表示)	産業用のものを除く。) 機器本体の見やす						

規格番号: JIS C 3667: 2021

况1771171171171171171171171171171171717171		- 90 K V 0/1 下山心水 电/1/7 / / / / / / / / / / / / / / / / / /	くし、こりが一角ロ		$0.0/1 \text{ KV}  \sqrt{2}/\sqrt{2}$	
		い箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消				
		えない方法で、次に掲げる事項を表示する				
		こと。				
		(イ) 製造年				
		(ロ) 設計上の標準使用期間				
		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用す				
		ると、経年劣化による発火、けが等の事故に				
		至るおそれがある旨。				
第二十	表示等(長期	四 テレビジョン受信機 (ブラウン管のもの	□該当	_	_	_
条第 4 号	使用製品安全	に限り、産業用のものを除く。) 機器本体	■非該当			
	表示制度によ	の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、				
	る表示)	容易に消えない方法で、次に掲げる事項を				
		表示すること。				
		(イ) 製造年				
		(豆) 記記しの無難は田田田				
		(ロ) 設計上の標準使用期間				
		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用す				